

環境影響評価審査書

8 栗田工業(株)総合研究所建設事業

栗田工業(株)総合研究所建設事業予定地は、厚木市の中心から西方約5キロメートルの、丹沢山系が相模平野に接する丘陵地に、住宅・都市整備公団が特定土地地区画整理事業として造成を進めている「森の里」の一角にある。

この「森の里」は、住宅地区、誘致施設地区、公園・緑地によって構成されているが、このうち誘致施設地区には研究所、大学等の進出を予定しているもので、すでに日本電信電話公社厚木電気通信研究所、株式会社富士通研究所及び青山学院大学厚木キャンパスが進出している。

栗田工業株式会社は、この誘致施設地区内に、水処理技術等の研究開発を目的とした研究所を建設するものである。

事業予定地は、すでに造成が完了し、道路、上下水道などの施設も整備されているため、研究所の建設により新たに自然の地形が改変されることはほとんど予定されていない。

しかし、研究所では、研究の過程で有害な物質の使用が予定されているため、状況によっては周囲に影響を及ぼすことも考えられる。また、建設工事中の交通安全の確保、事業予定地に接している高松山ハイキングコース及び緑道「春の路」への配慮もあるため、環境保全対策の検討が必要となっている。

現在計画されている事業に対し、環境保全上具体的に検討した結果は次のとおりであるが、研究内容は科学技術の進歩等により変化し、それに伴い環境に与える影響も変化することが考えられるので、将来にわたり状況に応じて適切に対応し、環境問題を発生させないよう配慮すること。

1 大気汚染—大気汚染に係る特定物質

研究開発は、本館を中心にして、付属実験棟、大型プラント実験棟で行われるが、このうち本館では、各種の試験・分析の際に酸やアルカリを用いて分解したり、蒸発させるなどの作業を行うため、この過程で塩素等の有害な物質が発生し、大気中に放出されることとなる。

これに対し、事業計画では、これらの有害な物質の濃度が、排出口で神奈川県公害防止条例の規制基準を下回ることで問題ないとして、特に除害施設の設置を予定していない。

しかし、研究所で計画している研究の内容、方法は多種多様であるため、状況によっては高い濃度の有害な物質が排出される可能性があるため、試験・分析作業の内容、頻度、実施場所などをもとに有害な物質の排出状況を予測し、その結果により排出口の位置、構造等を考慮した除害施設を重点的に設置するなど、効果的な排出ガスの処理対策を検討すること。

2 廃棄物—産業廃棄物

事業計画では、研究過程で廃プラスチック類や汚でい、その他各種の廃棄物の発生が予定されており、これらは主に産業廃棄物処理業者に委託して処理することとしている。廃棄物のうち、クロム、シアン等の有害な物質を含むものについては、発生源で無害化、安定化等の処理をした後、また水銀については濃厚廃液のまま回収、保管した後、委託先でコンクリート固化し、埋立処分する計画となっている。

評価書案では、これらの有害な物質を含む廃棄物について、細部にわたる具体的な分別、保管の方法が必ずしも明らかでないが、本計画のように多種類の薬品や実験材料を用いる研究活動では、多種多様な廃棄物の発生が考えられ、これを適切に処理、処分するためには、廃棄物発生段階で適切な分別、保管ができるようにする必要がある。

このため、特に有害な物質を含む廃棄物は、研究過程から排出される際に性状に応じて分別、保管をするなど適切な管理が行えるよう配慮すること。

3 動物、植物、景観、レクリエーション資源

土地利用計画では、事業予定地の東側にある山林部分14,400㎡（敷地面積の44.6%）を自然緑地として保存することとしている。この自然緑地は、クヌギ・コナラを中心とした多様な植生で構成され、鳥や昆虫などの生息にとっても良好な状況にある。また、この緑地は市民のレクリエーションの場となっている高松山に接続し、ハイキング

コース及び「春の路」からの景観にも大きく係わりをもつため、このことを考慮して将来にわたり良好な自然が維持されるよう配慮すること。

また、事業予定地の北側の敷地境界沿いに予定している環境保全林は、地域住民のレクリエーションの場である緑道「春の路」に接するため、この「春の路」のみどりと一体としてレクリエーション等の効果が高められるよう、植栽の方法等について関係事業者間で十分な調整を行うこと。

4 安全 － 交通安全

建設工事に伴う工事用車両の運行ルートは、県道上粕屋厚木線など数ルートが予定されているが、これらの沿道には小学校、中学校などの教育施設のほか、社会福祉施設、公民館があるなど、地域住民との係わりの強い道路となっており、しかも部分的に幅員が狭く、見通しの悪い所があるため交通安全上注意が必要である。

また、「森の里」の住宅地区は現在も造成工事が進められており、さらに誘致施設地区内ではすでに大学、研究所が立地し、今後も引き続き新たな大学、研究所の建設が進められる予定となっているため、時間帯によっては関連する工事用車両、通勤、通学用の車両がふくそうすることが考えられるので、交通安全上より一層の配慮が必要である。

このような状況から、建設工事に伴う工事用車両の運行方法等を決める場合には、昨年12月に一部供用開始された県道上粕屋厚木線のバイパスの利用も考慮に入れて、工事用車両の運行が競合する住宅・都市整備公団、キャノン株式会社その他の関係事業者と調整をし、適切なルートの選定をするなど、地域住民の交通安全が確保できる方策を検討すること。